

UR賃貸住宅
入居者様向け

THE



家財の
保険

個人用火災総合保険

賃貸住宅内収容家財用

2026年10月改定



損害保険代理店

JS 日本総合住生活株式会社

「THE 家財の保険」は充実の補償と業界最大規模の事



THE 家財の保険 5つの特長を知る!

特長1

自然災害をはじめワイドな補償が頼もしい!

THE 家財の保険では、火災をはじめとするさまざまな災害から日常生活の思いもよらないリスクまで、大切な家財を幅広くお守りします。24時間万全の補償で安心をご提供します。

火災	落雷	破裂・爆発	風災、雹災、雪災	水災	建物外部からの物体の落下・飛来・衝突など	漏水などによる水濡れ
騒擾・集団行動等に伴う暴力行為	盗難による盗取・損傷・汚損	不測かつ突発的な事故	借家人賠償責任	修理費用	個人賠償責任	類焼損害

特長2

賠償の安心補償!

大家さんに対する賠償責任と借用戶室の損壊に対する修理費用補償を自動セット!

	自動セット 大家さんへの賠償責任を補償 (借家人賠償責任補償)	自動セット 修理費用負担を補償 (修理費用補償)
保険金をお支払いする場合	お客様の借りている戸室が偶然な事故により損壊し、大家さんに対して法律上の損害賠償責任を負担した場合	お客様の借りている戸室が偶然な事故により損壊し、賃貸借契約に基づき、または緊急的に修理した場合
事故例	- 模様替えをしていたところ、誤って借りている戸室の窓ガラスと壁を破損してしまい、大家さんに対して法律上の損害賠償責任を負担することになった。 - 火災が発生し、借りている戸室に損害が生じたことにより、大家さんに対して法律上の損害賠償責任を負担することになった。	- 空き巣被害に遭い、玄関のかぎを壊された。大家さんとの賃貸借契約で玄関ドアは借主自身が修理することになっているため、修理を行った。 - 外から石が飛んできて、窓ガラスが割れた。生活に支障をきたすため緊急的に修理を行った。
保険金額	2,000万円	300万円
自己負担額	0円	3,000円

特長3

同居人の方の家財も補償します!



ご本人やそのご家族の方の家財はもちろん、たとえばルームシェアをしている同居人^(注)の方の家財も1つの契約であわせて補償します。

(注) 保険証券記載の被保険者と同居する方をいい、賃貸借契約上の借主または同居人の方にかぎりません。

故サポート体制でお客さまに「安心」・「安全」をお届けします!

特長4

復旧付随費用を幅広く、しっかり補償!

事故が起こると復旧費用だけでなく、その他諸費用が発生します。THE 家財の保険では次の復旧付随費用を損害保険金としてまとめてお支払いします。

復旧付随費用

損害範囲確定費用・仮修理費用・残存物取片づけ費用・原因調査費用・試運転費用・賃借費用・仮設物設置費用・残業勤務などの費用・保険の対象以外の原状復旧費用

復旧付随費用をお支払いする一例

事故内容 火災によってリビングの家財に損害が生じた。

損害の内訳		
・テレビの購入費用	130,000円	① 復旧費用
・テーブルの購入費用	30,000円	
・ソファの購入費用	30,000円	
・上記3点の処分費用	10,000円	② 残存物取片づけ費用
合計	200,000円	

①の復旧費用に加え、②のような復旧付随費用も、基本補償の中で損害保険金としてまとめてお支払いが可能です。

特長5

充実のサービスをすべてのプランで無料セット! 「すまいとくらしのアシスタントダイヤル」

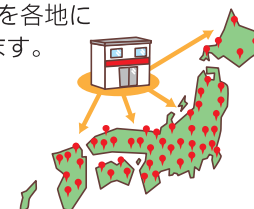
トラブルの際に応急処置や電話相談等で寄り添い、すべてのお客さまが安心して健康に、そして快適に暮らせることを目指したサービスをご用意しています。

サービスの受付時間	サービス名		
24時間 365日	水まわりのトラブル 応急サービス	かぎのトラブル 応急サービス	
	防犯機能アップ応援サービス	健康・医療相談サービス	介護関連相談サービス
	電気設備のトラブル現場調査サービス	ガラスのトラブル応急サービス	
	建具のトラブル小修繕サービス	網戸のトラブル応急サービス	NEW
平日 午前10時～ 午後5時	住宅相談サービス(原則予約制)	法律相談サービス(原則予約制)	
	税務相談サービス(原則予約制)	空き家相談サービス(原則予約制)	

「すまいとくらしのアシスタントダイヤル」は P.14をご参照ください。

豊富な保険金サービス 拠点ネットワーク

速やかな事故対応のために火災保険・地震保険専門の保険金支払いネットワークを各地に展開しています。



代理店と連携した 事故サポート

お客さまの期待に応えられるよう保険会社として代理店と連携し、きめ細やかな事故対応サービスを行っています。



LINEを活用した 迅速な保険金支払い

LINEで事故・トラブルのご連絡から、保険金請求手続きまで完結可能です。24時間いつでもご連絡が可能なため、もしもの時も安心です。



こんな時にお支払いします！

<家財の補償>

居間で火災が発生。幸いボヤで済んだものの、消火のための放水で、電化製品・タンス・じゅうたんなどが水浸しに…！



ゲリラ豪雨に伴い落雷が発生。過電流によりパソコンやテレビ、冷蔵庫などの家電製品が故障してしまった！



空き巣ねらいの被害にあい、腕時計・コート・ハンドバックなどを盗まれたうえ、液晶テレビを壊された！



<その他>

■個人賠償責任特約

買い物中に誤って商品壊してしまった。



買い物帰りに自転車で子供にケガを負わせてしまった。



(注)2023年4月1日よりヘルメットの着用が努力義務となりました。



うっかり洗面台の水を出しっぱなしにしたため、階下の他人の部屋に損害を与えてしまった。

■借家人賠償責任条項

借戸室から出火し、壁を損傷させてしまった。



■修理費用条項

台風により、外部から瓦が飛来し、借戸室の窓ガラスが割れ、緊急的に修理した。



■類焼損害特約

賃貸住宅から出火した火事が燃え広がり、お隣の住宅まで延焼してしまった。



近隣の住宅などが燃えてしまったら知らぬふりはできない…

ご近所づきあいもあるし、金銭的な補償をしなくては…

あなたとご家族の家財、いくらあるかご存知ですか？

思っている以上に家財は高額です！

家具：220万円

- ソファ、テーブル、応接セットなど…60万円
- 照明、暖房器具…10万円
- じゅうたん、カーテンなど…10万円
- その他タンス、本棚など…140万円

衣類：450万円

- コート、スーツ、制服など…250万円
- 普段着…80万円
- 婦人衣服など…120万円

台所用品：85万円

- 食器類、調理器具…30万円
- 冷蔵庫、オーブンなど…35万円
- キッチン棚など…20万円

身の回り品：250万円

- 靴、バッグなど…100万円
- アクセサリー、腕時計…150万円

ベッド・寝具類：60万円



趣味・娯楽：150万円

- テレビ、PC、カメラなど…65万円
- 書籍、ゲーム機、DVDなど…30万円
- レジャー・スポーツ用品など…35万円
- 楽器、ステレオなど…20万円

学用品・玩具：50万円

- 文房具、教材など…10万円
- 学習机、本棚…30万円
- 玩具など…10万円

洗濯機・掃除用具・洗面用具：35万円

家財の新価の目安

(2026年3月現在)

家族構成		2名 大人のみ	3名 大人2名／子供1名	4名 大人2名／子供2名	5名 大人2名／子供3名	独身世帯
世帯主の年齢	25歳前後	490万円	580万円	670万円	760万円	300万円
	30歳前後	700万円	790万円	880万円	970万円	
	35歳前後	920万円	1,000万円	1,090万円	1,180万円	
	40歳前後	1,130万円	1,220万円	1,310万円	1,390万円	
	45歳前後	1,340万円	1,430万円	1,520万円	1,610万円	
	50歳前後(含以上)	1,550万円	1,640万円	1,730万円	1,820万円	



災害後の暮らしをしっかりサポート

原則セット

地震保険は必要保険です！

地震等への「経済的な備え」となるのが地震保険です。地震保険は“地震等による被災者の生活の安定に寄与すること”を目的とする制度で、政府と損害保険会社が共同で運営しています。

T H E 家財の保険だけでは、地震・噴火またはこれらにより発生した津波(以下「地震等」といいます。)による損害は補償されません。

地震保険の補償内容

地震等を原因とする火災(延焼・拡大を含みます。)・損壊・埋没・流失によって、損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

お支払例



地震による火災



地震による倒壊



地震を原因とする津波

地震保険の保険の対象

家財 居住用建物に収容されている家財一式



⚠ 保険の対象に含まれないもの (T H E 家財の保険で保険の対象に含める場合であっても、地震保険の保険の対象には含まれません。)

- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類するもの
- 自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含みません。)
- 1個(または1組)の価額が30万円を超える貴金属、宝石や書画、彫刻物などの美術品
- 稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの



地震保険の保険金額の設定

地震保険がセットされる **主契約の保険金額の30%～50%の範囲内**で設定します(1万円単位)。ただし、右記の限度額が適用されます。

(注)地震保険に2契約以上加入されている場合は、保険金額を合算して右記限度額を適用します。

限度額の適用単位	限度額
同一敷地内に所在し、かつ 同一被保険者の世帯に属する家財	1,000万円

地震保険の割引制度

地震保険には、建物の免震・耐震性能に応じた保険料の割引制度があります。

割引の適用にあたっては、**所定の確認資料のご提出が必要です。**

なお、次の複数の割引が適用できる場合でも、いずれか1つの割引のみの適用となります。

[詳細はこちら](#)



割引の種類 (割引率)	割引の適用条件	ご提出いただく確認資料※1
免震建築物割引 (50%)	免震建築物※2に該当する建物であること	①品確法に基づく登録住宅性能評価機関※3により作成された書類※4のうち、対象建物が免震建築物であること、または対象建物の耐震等級を証明した書類※5※6 例)「住宅性能評価書」、「共用部分検査・評価シート」、「住宅性能証明書」、「技術的審査適合証」、「現金取得者向け新築対象住宅証明書」 など ②独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書※5 例)「フラット35Sの適合証明書」 など ③長期優良住宅の認定を受けていることが確認できる書類 (工事種別が新築の場合は耐震等級割引(30%)、増築・改築の場合は耐震等級割引(10%)を適用します※6。) 例)「認定通知書」、「住宅用家屋証明書」、「認定長期優良住宅建築証明書」 など
耐震等級割引 (等級3:50% 等級2:30% 等級1:10%)	耐震等級※2を有している建物であること	
耐震診断割引 (10%)	耐震診断・耐震改修の結果、改正建築基準法に基づく耐震基準を満たす建物であること	①建物の所在地、耐震診断年月日および「平成18年国土交通省告示第185号(平成25年国土交通省告示第1061号を含みます。)」に適合している」旨の文言が記載された書類 ②耐震診断・耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書 例)「耐震基準適合証明書」、「住宅耐震改修証明書」 など
建築年割引 (10%)	1981年6月1日以降に新築された建物であること	①公的機関等が発行し、かつ適用条件を確認できる書類 例)「建物登記簿謄本」、「建築確認書」 など ②宅地建物取引業者が交付する「重要事項説明書」、「不動産売買契約書」、「賃貸住宅契約書」 ③登記の申請にあたり申請者が登記所に提出する「工事完了引渡証明書」 など

※1 代表的な確認資料となりますので、詳細は取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

※2 住宅の品質確保の促進等に関する法律(以下、「品確法」といいます。)等により定められた「免震建築物」または「耐震等級」をいいます。

※3 登録住宅性能評価機関により作成される書類と同一の書類を登録住宅性能評価機関以外の者が作成し交付することを認める旨、行政機関により公表されている場合には、その者を含みます。

※4 品確法に基づく登録住宅性能評価機関として評価方法基準に基づき評価を行

い、かつその評価内容が記載された書類にかぎります。

※5 確認資料から耐震等級を1つに特定できない場合は、確認できる最も低い耐震等級を適用します。ただし、登録住宅性能評価機関、適合証明検査機関または適合証明技術者に対して届け出た書類(「設計内容説明書」等)から耐震等級を1つに特定できる場合は、その耐震等級を適用します。

※6 長期優良住宅の認定を受けるために所管行政庁に届け出た書類(「設計内容説明書」等)から耐震等級を1つに特定できる場合は、その耐震等級を適用します。

地震保険のお申込み

地震保険だけではご契約できません。T H E 家財の保険にセットして地震保険をお申し込みください。

また、地震保険は原則セットですが、地震保険に加入されない場合は、申込書の「地震保険ご確認欄」にご署名またはご捺印ください。(ペーパーレス手続き等の電磁的手法または電話を使用する場合は、署名または捺印の代替として、申込みを行わない旨をペーパーレス手続き等の電磁的手法または電話により、確認し記録させていただきます。)

(注1)保険期間の途中から地震保険にご加入いただくこともできます。

(注2)主契約の保険期間が1～5年の整数年以外の契約の場合は、地震保険をセットすることができません。

地震保険金のお支払いについて

地震保険は、損害認定を迅速・的確・公平に行うため、損害の程度(「全損」「大半損」「小半損」「一部損」)に応じて、地震保険金額の100%・60%・30%・5%を定額でお支払いします。

[詳細はこちら](#)



	損害の程度	お支払いする保険金
全損	家財全体の時価額の 80%以上	地震保険金額の 100% (時価額が限度)
大半損	家財全体の時価額の 60%以上80%未満	地震保険金額の 60% (時価額の60%が限度)
小半損	家財全体の時価額の 30%以上60%未満	地震保険金額の 30% (時価額の30%が限度)
一部損	家財全体の時価額の 10%以上30%未満	地震保険金額の 5% (時価額の5%が限度)

(注1) お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社全体で算出された保険金の総額が12兆円を超える場合、算出された保険金の総額に対する12兆円の割合によって削減されることがあります。(2025年2月現在)

(注2) 72時間以内に生じた2回以上の地震等はこれらを一括して1回の地震等とみなします。

⚠ 損害認定に関する注意点 損害の程度の認定は「地震保険損害認定基準」に従います。(国が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」とは異なります。)	⚠ 損害の程度が「全損」と認定された場合の注意点 損害の程度が「全損」と認定された場合には、地震保険の補償はその損害が生じた時に遡って終了しますので、終了後に発生した地震等による損害は補償されません。
⚠ 損害の程度が「一部損」に至らない場合の注意点 損害の程度が、上記損害認定の基準の「一部損」に至らない場合は、保険金は支払われません。	⚠ 主契約の火災保険に関する注意点 地震保険金が支払われる場合、主契約の火災保険では、損害保険金だけでなく、各種費用保険金(臨時費用保険金など)も支払われません。(地震火災費用保険金は、地震等による火災にかぎり、お支払いの対象となる場合があります。)

保険金をお支払いできない主な場合

- 保険の対象の紛失または盗難によって生じた損害
- 地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後に生じた損害など
- 損害の程度が一部損に至らない損害

地震保険料控除について

お支払いいただいた地震保険料が、一定額を限度としてその年の契約者の課税所得から控除されます。(2026年3月現在)

	控除対象額
所得税	地震保険料の全額(最高50,000円)
個人住民税	地震保険料の1/2(最高25,000円)



契約上重要となるご注意点

損害保険金について

選択した契約プランで補償する事故について、
損害保険金をお支払いする主な場合は次のとおりです。

事故の区分	保険金をお支払いする主な場合
1. 火災、落雷、破裂・爆発	火災、落雷、破裂または爆発によって損害を受けた場合。
2. 風災、雹災、雪災	風災、雹災、雪災によって保険の対象が損害を受けた場合。
3. 水災	洪水や土砂崩れなどの水災（協定再調達価額の30％以上の損害、床上浸水※）によって保険の対象が損害を受けた場合。 ※居住の用に供する部分の床（畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。）を超える浸水または地盤面（床面が地盤面より下にある場合は、その床面をいいます。）より45cmを超える浸水をいいます。
4. 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突など	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触によって損害を受けた場合。
5. 漏水などによる水濡れ	給排水設備に生じた事故（給排水設備自体に生じた損害を除きます。）または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れによって保険の対象が損害を受けた場合。
6. 騒擾・集団行動等に伴う暴力行為	騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって損害を受けた場合。
7. 盗難による盗取・損傷・汚損	盗難による盗取、損傷、汚損等によって保険の対象が損害を受けた場合。 （注）家財が保険の対象である場合は、保険証券記載の建物内における生活用の通貨等、預貯金証書等の盗難を含みます。
8. 不測かつ突発的な事故	不測かつ突発的な事故によって損害を受けた場合。ただし、上記1.から7.までの事故を除きます。

選択した契約プランで補償する事故について、以下のとおり損害保険金をお支払いします。

お支払いする損害保険金の額		
損害の額 ^{（注）}	－	自己負担額
＝ 損害保険金（保険金額の2倍（復旧費用は保険金額）が限度）		
（注）再調達価額（貴金属等の場合は時価額）を基準とし、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用のほか、復旧付随費用（残存物取片づけ費用、原因調査費用、損害範囲確定費用、試運転費用、仮修理費用、賃借費用、仮設物設置費用、残業勤務などの費用、保険の対象以外の原状復旧費用）を含みます。		

※盗難、不測かつ突発的な事故の場合は、補償限度額
や損害保険金が異なるものがあります。詳しくは、
P.4「家財を保険の対象とした場合のご注意」をご確認ください。

費用保険金などについて

損害保険金の他に、事故により発生する費用を補償するものとして
次の費用保険金または損害防止費用をお支払いします。

費用の区分	保険金をお支払いする主な場合と保険金の額
1. 臨時費用保険金	損害保険金が支払われる場合に、損害保険金の10％の額を損害保険金とは別にお支払いします。 （1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円または保険金額×10％ ^{（注）} のいずれか低い額が限度） （注）保険金額×10％は、損害保険金をお支払いする保険の対象ごとにそれぞれ算出します。 ※「臨時費用保険金なし」を選択した場合はお支払いできません。
2. 地震火災費用保険金	地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で保険の対象である家財を収容する建物（共同住宅である場合は、その家財を収容する戸室）が半焼以上 ^{（注1）} 、または保険の対象である家財が全焼 ^{（注2）} した場合に、保険金額の5％をお支払いします。 （注1）建物の主要構造部の火災による損害の額から復旧付随費用（残存物取片づけ費用、原因調査費用、損害範囲確定費用、試運転費用、仮修理費用、賃借費用、仮設物設置費用、残業勤務などの費用、保険の対象以外の原状復旧費用）を除いた額が、その建物の再調達価額の20％以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20％以上となった場合をいいます。 （注2）家財の火災による損害の額から復旧付随費用（残存物取片づけ費用、原因調査費用、損害範囲確定費用、試運転費用、仮修理費用、賃借費用、仮設物設置費用、残業勤務などの費用、保険の対象以外の原状復旧費用）を除いた額が、その家財の再調達価額の80％以上となった場合をいいます。 ※地震等により保険の対象が滅失した後に火災による損害が生じた場合を除きます。
3. 損害防止費用	火災、落雷、破裂または爆発による損害の発生または拡大の防止のために支出した必要または有益な以下の費用について、実費をお支払いします。 ①消火活動のために費消した消火薬剤などの再取得費用 ②消火活動に使用したことにより損傷した物の修理費用または再取得費用 ③消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用

条項・特約について

損害保険金の他に、次の条項・特約に応じた保険金をお支払いします。

条項・特約	保険金をお支払いする主な場合と保険金の額
1. 借家人賠償責任・修理費用特約	＜保険金をお支払いする場合＞ 【借家人賠償責任】 偶然な事故により、被保険者が借用している戸室が損壊し、被保険者が借用户室の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害が生じた場合 【修理費用】 偶然な事故により、被保険者が借用している戸室に損害が生じ、被保険者がその貸主との契約に基づきまたは緊急的※に自己の費用で現実的にこれを修理した場合 ※借りている戸室での居住が困難な状態から復旧するために、応急修理が求められる状況をいいます。 （注）修理費用については、建物の主要構造部や借用户室居住者の共同の利用に供せられるものの修理費用を除きます。 ＜お支払いする保険金＞ 【借家人賠償責任】 損害賠償金および費用（訴訟費用など） （1回の事故につき、保険証券等記載の保険金額が限度） 【修理費用】 修理費用の額－3,000円（自己負担額※） ※主契約の自己負担額に関係なく3,000円となります。 （注）借りている戸室の専用水道管が凍結によって損壊を受け、これを修理した場合の修理費用は、修理費用または10万円のいずれか低い額とします。 ＜保険金をお支払いできない主な場合＞ 借用户室が有する機能の喪失または低下を伴わない損壊 など
2. 同居人が居住する場合の被保険者に関する特約 自動セット	保険証券記載の建物に収容されている同居人※の所有する家財に損害が生じた場合に補償します。 また、次の特約をセットした場合は、各特約の被保険者（補償を受けられる方）に同居人※を含めます。 1.借家人賠償責任・修理費用特約 2.類焼損害特約 3.携行品損害特約 4.個人賠償責任特約 5.事故再発防止等費用特約 ※保険証券記載の被保険者と同居する方をいい、賃貸借契約上の借主または同居人の方にかぎりず。

保険金をお支払いできない主な場合

ご契約前に必ずご確認ください。

- 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意、重大な過失または法令違反によって生じた損害
- 保険の対象である家財の置き忘れまたは紛失による損害
- 保険の対象である家財が保険証券記載の建物外および付属建物外にある間に生じた事故による損害。ただし、敷地内に所在する宅配物、自転車および原動機付自転車に生じた事故を除きます。
- 地震・噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を原因とする損壊・埋没・流失による損害※
- 地震等による火災（延焼・拡大を含みます。）損害または火元の発生原因を問わず、地震等によって延焼・拡大した火災損害※
- 核燃料物質に起因する事故による損害
- 保険の対象の欠陥によって生じた損害

- 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化（日常の使用に伴う摩耗、消耗もしくは劣化または凍害もしくはボイラスケールを含み、保険の対象が建物の場合は、屋根材等のずれや釘のゆるみ、浮き上がり等を含みます。）または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
 - ねずみ食い、虫食い等
 - 雨漏りおよび風、雨、雪、雹、砂塵、融雪水その他これらに類するものの吹き込み、浸み込みまたは漏入による損害
 - 保険の対象のすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損（落書きを含みます。）であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害（保険の対象が建物の場合は、機能の喪失または低下を伴わない雨樋や塀のゆがみ等を含みます。）など
- ※地震保険をセットすることで、補償することができます。



不測かつ突発的な事故（破損・汚損など）については、上記「保険金をお支払いできない主な場合」のほか、以下のいずれかに該当する損害に対しても保険金をお支払いすることができません。

- 保険の対象に対する加工・修理等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害
- 偶然な外来の事故に直接起因しない、保険の対象の電気の作用に伴って発生した電気的事故または機械の稼働に伴って発生した機械的事故に起因する損害
- 土地の沈下、隆起、移動、振動等に起因する損害
- 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器その他これらに類する物およびサングラスに生じた損害
- 携帯電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・タブレット端末等の

- 携帯式電子事務機器およびこれらの付属品について生じた損害
 - 電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害
 - 動物または植物について生じた損害
 - 自転車もしくは原動機付自転車またはこれらの付属品について生じた損害
 - ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品について生じた損害
- など



借家人賠償保険金については、以下のいずれかに該当する損害に対して保険金をお支払いすることができません。

- 借りている戸室の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と生計を共にする親族の故意に起因する損害
- 借りている戸室の電気的事故または機械的事故に起因する損壊。ただし、これらの事故が偶然な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。
- 土地の沈下、隆起、移動、振動等に起因する損壊
- 雨漏りおよび風、雨、雪、雹、砂塵、融雪水その他これらに類するものの吹き込み、浸み込みまたは漏入により生じた損壊。ただし、借用户室の外側の部分が借家人賠償保険金を支払う事故によって破損することとともない、その破損部分から借用户室の内部に吹き込み、浸み込みまたは

- 漏入することによって生じた損壊を除きます。
 - 電球、ブラウン管等の管球類に生じた損壊。ただし、借りている戸室の他の部分と同時に損壊が生じた場合を除きます。
 - 借りている戸室の欠陥に起因する損壊。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって借りている戸室を管理する者が相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を原因とする事故による損壊を除きます。
 - 保険の対象の製造者、販売者または荷送人等が、被保険者に対し法律上または契約上の責任（保証書または延長保証制度に基づく責任を含みます。）を負うべき、保険の対象に生じた損害
- など